

あわら市地域防災計画の修正概要

<目次>

I	地域防災計画修正の背景	1
1	東日本大震災を踏まえた災害対策基本法改正	1
2	災害対策基本法改正を踏まえた福井県地域防災計画の改訂	1
3	集中豪雨等による風水害(特に土砂災害)の多発	1
II	あわら市地域防災計画修正の概要	2
第1編	総則	2
第2編	一般対策編	3
第3編	震災・津波対策編	11
第4編	原子力災害対策計画	13

I 地域防災計画修正の背景

1 東日本大震災を踏まえた災害対策基本法改正

東日本大震災を踏まえて、災害対策基本法が平成 24 年 6 月 24 日、平成 25 年 6 月 21 日付で一部改正された。主な内容は以下の通りである。

(1) 大規模広域な災害に対する即応力の強化

① 地方公共団体間の応援業務等に係る都道府県・国による調整規定の拡充・新設と対象業務の拡大等

(2) 大規模広域な災害時における被災者対応の改善

① 市町村・都道府県の区域を越える被災住民の受入れ（広域避難）に関する調整規定の創設（新設）等

(3) 教訓伝承、防災教育の強化や多様な主体の参画による地域の防災力の向上

① 教訓伝承の新設・防災教育強化等による防災意識の向上等

(4) 住民等の円滑かつ安全な避難の確保

① 市町村長は、学校等の一定期間滞在するための避難所と区別して、安全性等の一定の基準を満たす施設等を、緊急時の避難場所（指定緊急避難場所）として予め指定する。

② 市町村長は、高齢者、障害者等の災害時の避難に特に配慮を要する者について名簿（避難行動要支援者名簿）を作成し、本人同意のうえ消防、民生委員等の関係者に予め情報提供する。

(5) 被災者保護対策の改善

① 市町村長は、緊急時の避難場所と区別して、被災者が一定期間滞在する避難所（指定避難所）として生活環境等を確保するための一定の基準を満たす施設を予め指定する。

② 災害による被害の程度等に応じた適切な支援の実施を図るため、市町村長が罹災証明書を遅滞なく交付する。

(6) 平素からの防災への取組の強化

① 「減災」の考え方等、災害対策の基本理念を明確化すること。等

2 災害対策基本法改正を踏まえた福井県地域防災計画の改訂

災害対策基本法の改正内容を反映するため、福井県地域防災計画が平成 26 年 3 月に改訂された。

3 集中豪雨等による風水害(特に土砂災害)の多発

異常気象が叫ばれ、時間雨量 100 ミリを超える集中豪雨が多発し、風水害による人命被害が多発している。その際、市町村による避難勧告等の遅れが人命被害につながっていると指摘されている。

Ⅱ あわら市地域防災計画修正の概要

あわら市地域防災計画は、災害対策基本法改正を踏まえて修正された福井県地域防災計画（平成26年3月）に整合させることを主な目的として修正する。

今回の主な修正項目は、以下の通りである。

第1編 総則

(1) 防災の基本的な考え方に関する記述の明確化

- ・災害から人命を守る防災対策の推進
- ・減災の考え方に基づく防災対策の推進
- ・自助、共助、公助の役割分担による防災対策の推進
- ・大規模広域災害を想定した防災対策の推進
- ・男女共同参画及び要配慮者の視点に配慮した防災体制の確立

(2) 計画の構成の変更

第1編 総則

第2編 一般対策編

第1章 災害予防計画（震災・津波対策編の災害予防計画を含む。）

第2章 災害応急対策計画

第3章 災害復旧計画（震災・津波対策編の災害復旧計画を含む。）

第3編 震災・津波対策編

第1章 災害応急対策計画

第4編 原子力災害対策編

第1章 災害事前対策

第2章 緊急事態応急対策

第3章 原子力災害中長期対策

第5編 資料編

(3) 「防災関係機関の処理すべき事務及び業務の大綱」における住民の役割の強化

- ① 住民は、食料・飲料水等の備蓄など平常時から災害に対する備えを心掛ける
- ② 地震発生時には自らの身の安全を守るよう行動する
- ③ 地震発生時には、特に配慮を要する者（要配慮者）の救助等防災活動に協力
- ④ 市内の地区住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、市に提案することができる

(4) 県計画に準じ、予想される災害と被害想定の変更

- ① 想定地震の修正（福井平野東縁断層帯地震、浦底－柳ヶ瀬山断層帯地震）
- ② 平成22・23年度地震被害予測調査結果に基づく被害想定の変更

③ 平成 23 年度に県が実施した津波浸水想定調査（津波シミュレーション結果）に基づく津波想定の見直し。

④ 原子力災害に関する記述の追加

(5) 本市における防災対策の柱に関する記述の追加

① 災害から人命を守る防災対策の推進

- ・ 竹田川の氾濫に対する警戒避難対策の推進
- ・ 要配慮者支援対策の推進
- ・ 安全で快適な避難所の整備

② 減災の考え方に基づく防災対策の推進

- ・ 防災拠点、緊急輸送道路の計画的な整備
- ・ 防災階層を設定し、災害に強いまちづくりを推進
- ・ 住宅の耐震化を推進し、地震に強いまちづくりを推進

③ 自助、共助、公助の役割分担による防災対策の推進

- ・ 「自らの身の安全は、自らが守る」のが防災の基本
- ・ お互い様の精神を基本とし、隣近所・自治会の助け合い・団結を共助の柱に
- ・ 力を集めればより大きな力、自らの力で不可能なことは共助、共助で不可能なことは公助を期待

④ 大規模広域災害を想定した防災対策の推進

- ・ 自立的な災害対応力を強化する
- ・ 広域災害に対応した自治体支援や被災者支援体制を整備する

⑤ 男女共同参画及び要配慮者の視点に配慮した防災体制の確立

- ・ 男女双方や、要配慮者の視点に配慮した防災対策を進める
- ・ 防災の現場における女性や要配慮者の参画を拡大する

第2編 一般対策編

第1章 災害予防計画

第1節 災害に強い防災活動体制の整備計画

① 階層的防災生活圏構想の推進

② 本市における防災階層の構築

- ・ 防災の基本単位（自治会の区域）
- ・ 防災地区（7地区に区分）
- ・ 市（災害対策本部）

③ 市における防災活動体制の整備

- ・ 防災拠点及び設備等の整備
- ・ 災害時における職員連絡系統図の整備
- ・ 市内防災機関との連携活動体制の整備

- ・迅速な罹災証明書の交付体制の整備
- ・本市における業務継続性の確保
- ・企業等との連携強化
- ・24時間対応できる体制の整備
- ・避難路等避難誘導體制の整備

第2節 災害に強いまちづくり計画

- ① 防災拠点の整備
 - ・防災拠点施設の整備
 - ・情報通信拠点の整備
 - ・医療救護拠点の整備
 - ・集積拠点の整備
 - ・ボランティア拠点の整備
 - ・指定緊急避難場所及び指定避難所の整備
 - ・備蓄倉庫の整備
 - ・ヘリポートの整備
 - ・救援活動拠点の整備
- ② 地震に強いまちづくりの推進
 - ・市街地防災の推進
 - ・防災空間の整備
 - ・ハザードマップの整備
- ③ 津波に強いまちの形成
 - ・徒歩による避難を原則とした対策の構築
 - ・地域防災計画とまちづくり計画等との連携
 - ・津波浸水想定の設定
 - ・ハザードマップの整備
 - ・減災のための総合的な取り組みの推進
 - ・避難関連施設の整備
 - ・建築物の安全化
- ④ 雪に強い住宅地づくり
 - ・屋根雪下ろし
 - ・克雪住宅の普及促進
 - ・雪に強い住環境整備
 - ・雪捨て場の確保
 - ・消融雪施設の整備
 - ・避難所及び避難路の確保等
 - ・消防活動体制の強化
 - ・孤立予防対策
- ⑤ その他の防災対策
 - ・道路施設等の防災（橋梁）

第3節 風水害予防計画

- ① 風水害予防計画
 - ・警戒避難体制の整備

第4節 高波等災害予防計画

- ① 高潮防災対策の推進
- ② 避難警戒体制の整備

第5節 土砂災害予防計画

- ① 山地災害対策
- ② 警戒避難体制の整備
 - ・規制区域・土砂災害警戒区域や山地災害危険地区の周知
 - ・情報の収集及び伝達体制の整備
 - ・避難勧告等の発令基準の設定
 - ・土砂災害ハザードマップ等の作成

第6節 暴風・竜巻等災害予防計画

- ① 予防対策
 - ・暴風・竜巻等の防災対策
 - ・情報の収集・伝達体制の整備
 - ・住民への普及啓発

第7節 農業災害予防計画

- ① 予防対策
 - ・農地保全事業の推進
 - ・防災営農対策の促進

第10節 通信施設災害予防計画

- ① 住民に対する情報伝達体制の整備
 - ・時間経過に対応した情報通信体制の整備
 - ・要配慮者等への情報伝達
 - ・多様なメディアの活用

第14節 避難対策計画

- ① 避難場所及び避難所の整備
 - ・避難場所及び避難所の定義
 - ・避難場所及び避難所の整備
- ② 指定緊急避難場所及び指定避難所等の指定
 - ・指定緊急避難場所の指定
 - ・指定避難所の指定
 - ・福祉避難所の指定
- ③ 避難誘導體制の整備
- ④ 学校等での避難誘導體制
- ⑤ 避難所運営体制の整備
 - ・避難住民による自主的な運営

- ・避難者、被災者の把握
- ・男女双方の視点・ニーズへの配慮
- ・避難所に滞在することができない被災者の生活環境確保
- ⑥ 避難基準の整備
 - ・避難勧告等の基準
 - ・避難に関する情報の周知・広報
- ⑦ 広域避難のための体制の整備
 - ・応援協定に基づく広域避難
 - ・災害対策基本法に基づく広域避難

第 15 節 医療・救護予防計画

- ① 医療救護活動体制の確立
 - ・初期医療の活動内容
 - ・後方医療体制の整備
 - ・広域的応急医療体制の確立
 - ・その他の医療体制の整備

第 16 節 広域的相互応援体制整備計画

- ① 広域的相互応援体制の整備
 - ・広域応援体制の整備
 - ・市内関係団体との協力体制

第 18 節 防災知識普及計画

- ① 住民に対する防災知識の普及
 - ・風水害、地震災害に関する一般知識
 - ・津波に関する一般知識
 - ・平常時の心得
 - ・災害発生時の心得
 - ・火災予防、初期消火についての一般知識
 - ・市地域防災計画の概要の周知
 - ・その他必要な事項
- ② 学校等における防災教育
- ③ 災害教訓の伝承

第 19 節 自主防災組織育成計画

- ① 地区防災計画の作成

第 20 節 要配慮者災害予防計画

- ① 社会福祉施設等における防災体制の強化
 - ・要配慮者利用施設の所有者又は管理者の責務
 - ・災害危険区域にある要配慮者施設への情報伝達体制の整備
- ② 地域ぐるみの救護体制の整備
 - ・避難行動要支援者の把握と名簿の作成
 - ・避難行動要支援者支援の実施体制

- ・要配慮者情報の把握
- ・避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

③ 要配慮者に配慮した緊急情報伝達体制の確立

第24節 雪害予防計画

① 要配慮者対策

第25節 積雪時の地震災害予防計画

- ① 情報収集伝達体制の整備
- ② 交通の確保
- ③ 雪に強いまちづくりの推進
- ④ 消防活動の確保
- ⑤ 孤立対策
- ⑥ 非常持出品の確保

第26節 津波災害防止計画

- ① 海岸保全区域の指定
- ② 警戒避難体制の整備
 - ・津波情報等の伝達体制の整備
 - ・津波に関する知識の普及啓発の実施
 - ・避難指示等の発令基準
 - ・津波監視体制の整備
 - ・津波避難対策

第28節 被災自治体支援体制の整備

- ① 被災自治体支援体制
 - ・被災自治体支援体制の整備
 - ・支援活動の内容

第2章 災害応急対策計画

第1節 緊急活動体制計画

- ① 風水害時の体制
 - ・風水害時の配備基準
 - ・警戒体制の設置
 - ・災害警戒本部の設置
 - ・災害対策本部の設置
- ② 配備計画
 - ・市職員の非常配備体制の基準

第2節 防災関係機関応援計画

- ① 応援要請の実施
 - ・県への応援要請
 - ・県内市町に対する応援要請
 - ・県による他市町に対する指示等

- ・ 県による応急措置の代行
- ・ 指定地方行政機関に対する応援要請
- ・ 民間団体等に対する要請
- ・ 消防の応援要請
- ・ 自衛隊の災害派遣
- ② 広域応援要請の実施
 - ・ 応援受入れ機関
 - ・ 防災活動拠点の設置

第4節 防災気象計画

- ① 警報等の種類及び発表基準
 - ・ 気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく警報等
- ② 気象情報等の収集伝達
 - ・ 気象に関する情報
 - ・ その他の災害情報
 - ・ 福井地方気象台による避難勧告等の助言

第6節 災害広報計画

- ① 住民に対する広報
 - ・ 災害発生前の広報
 - ・ 災害発生直後の広報
 - ・ 被災者支援・災害復旧に関する広報
 - ・ 避難者への情報伝達
 - ・ 安否情報の提供

第8節 避難計画

- ① 避難の準備情報及び勧告、指示等の基準
- ② 県等の助言
- ③ 避難所の運営
 - ・ 要配慮者に対する対応等
 - ・ 男女双方の視点等への配慮
 - ・ 避難所に滞在することができない被災者の生活環境の確保

第10節 要配慮者応急対策計画

- ① 市における対応
 - ・ 避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認

第11節 米穀等食料供給計画

- ① 米穀等の応急供給
 - ・ 実施責任者
 - ・ 実施の方法
- ② 備蓄・調達計画
 - ・ 米穀及び応急用食料
 - ・ 個人及び自治体の備蓄

- ・市及び県の備蓄
- ・流通備蓄
- ・要配慮者への配慮

第 12 節 衣料、生活必需品その他物資供給計画

- ① 実施責任者
- ② 備蓄・調達計画
 - ・要配慮者への配慮

第 13 節 給水計画

- ① 備蓄計画
 - ・個人及び自治体の備蓄
 - ・市及び県の備蓄

第 14 節 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画

- ① 応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理
 - ・実施責任者
 - ・災害救助法が適用された場合
 - ・民間賃貸住宅や空き家等の斡旋及び活用、国有財産の借り上げ等

第 15 節 医療助産計画

- ① 実施責任者
 - ・福井DMAT指定病院は、災害派遣医療チーム（DMAT）を派遣
- ② 災害救助法に基づく医療
 - ・医療の方法（救護班と災害派遣医療チーム（DMAT））
- ③ こころのケア
 - ・災害派遣精神医療チーム（DPAT）を編成

第 16 節 ボランティア受入計画

- ① 災害時におけるボランティア活動の支援調整
 - ・ボランティア拠点の設置
 - ・関係機関との連携（ボランティア保険に加入）

第 17 節 遺体の捜索及び処理並びに埋葬等計画

- ① 遺体の収容、処理
 - ・遺体の収容、処理を行う場合
 - ・方法
 - ・災害救助法が適用された場合

第 22 節 交通対策計画

- ① 交通規制に関する措置
 - ・規制の実施及び緊急交通路の指定（県警察）
 - ・規制区間における消防本部、自衛隊等の措置命令等
- ② 緊急通行車両
 - ・緊急通行車両確認の実施者
 - ・緊急通行車両の範囲

- ・緊急通行車両等確認標章及び証明書の交付
- ・緊急通行車両等の事前届出制度の運用
- ・事前届出対象外の規制除外車両の運用
- ・事前届出に関する周知徹底

第26節 自衛隊災害派遣要請計画

- ① 派遣部隊の受入体制
 - ・他の災害救助復旧機関との情報の交換・共有

第28節 消防応急対策計画

- ① 消防の任務
- ② 出火防止及び初期消火
- ③ 自主防災組織による消防活動
- ④ 火災防御計画
 - ・活動内容
 - ・火災消防活動優先の原則
- ⑤ 広域消防相互応援協力体制
 - ・広域応援の要請手続き
 - ・広域応援の受入れ体制
- ⑥ 惨事ストレス対策

第32節 土砂災害応急対策計画

- ① 土砂災害警戒情報の発表
- ② 本部設置直前からの非常配備体制

第33節 暴風・竜巻等災害応急対策計画

- ① 災害情報の収集・伝達
- ② 住民の安全確保
- ③ 災害応急対策の実施

第3章 災害復旧計画

第1節 公共施設の災害復旧

- ① 特定大規模災害等における復旧工事の代行
 - ・国及び県は必要があると認めるときは本市に代わって工事を行う

第3節 民生安定計画

- ① 生活支援総合相談窓口の設置
- ② 罹災証明書の交付
 - ・罹災証明の対象
 - ・被害家屋調査
 - ・罹災台帳の作成
 - ・罹災証明書の発行
 - ・再調査の申し出と再調査の実施
 - ・罹災証明に関する広報

- ③ 被災者台帳の整備
- ④ 被災者の生活再建措置
 - ・被災者生活再建支援金の支給
 - ・義援金及び義援物資の受入れ・配分
- ⑤ 郵便業務の確保
- ⑥ 暴力団排除活動

第5節 復興計画

- ① 迅速な現状復旧
- ② 計画的復興
 - ・復興計画の作成
 - ・防災まちづくり
- ③ 復興計画策定体制の確立
 - ・復興都市計画原案の策定
 - ・各種データの整備保全
 - ・復興計画策定連絡協議会の設置
- ④ 大規模災害からの復興に関する法律の活用

第3編 震災・津波対策編

第1章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制計画

- ① 地震、津波発生時の体制
 - ・地震、津波災害時の配備基準
 - ・警戒体制の設置
 - ・災害警戒本部の設置
 - ・災害対策本部の設置

第2節 広域的応援対策計画

- ① 防災関係機関の応援等
 - ・応援要請
 - ・県による他市町に対する指示等
 - ・県による応急措置の代行
- ② 広域応援要請の実施
 - ・応援受入れ機関
 - ・防災活動拠点の設置

第3節 地震・津波に関する情報等の伝達計画

- ① 津波警報等及び地震・津波情報の種類
 - ・地震関係の情報の種類と概要

- ・津波関係の情報の種類と概要
- ②沿岸住民の避難、誘導體制
 - ・沿岸住民等への避難勧告等
 - ・避難指示等の助言
 - ・避難誘導體制

第4節 災害情報収集伝達計画

- ① 情報の伝達体制
 - ・被害状況の報告
 - ・行方不明者の把握
 - ・119番通報の状況報告
 - ・情報の優先順位

第6節 広報計画

- ①広報内容
 - ・地震や津波発生直後の広報
 - ・災害の状況が静穏化した段階の広報
 - ・避難者への情報伝達
 - ・安否情報の提供

第7節 避難計画

- ① 学校、病院、社会福祉施設等の避難対策
- ② 警戒区域の設定
- ③ 広域避難の調整
 - ・地方公共団体間の応援協定に基づく広域避難
 - ・災害対策基本法に基づく広域避難

第9節 医療救護計画

- ① 医療活動の実施
 - ・救護班の編成
 - ・災害派遣医療チーム（DMAT）
 - ・日本医師会災害医療チーム（JMAT）
 - ・救護所の設置
 - ・医療及び助産の内容
 - ・後方救護体制の確立
 - ・患者等の搬送力の確保
 - ・こころのケア

第10節 消防応急対策計画

- ① 惨事ストレス対策

第15節 廃棄物処理計画

- ① ごみ処理
 - ・廃石綿等は原則として、一時保管場所への受入れを行わない
 - ・解体等する際は、事前調査を実施し、石綿の使用の有無を確認

- ② 災害廃棄物の発生への対応

第18節 第2編第2章の準用

- ① 第2編（一般対策編）第2章（災害応急対策計画）の計画を準用

第4編 原子力災害対策計画

福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、原子力災害から安全、安心な住民生活を確保するために、新たに原子力災害対策編を追加する。

策定に当たっては、国の防災基本計画や原子力災害対策指針、福井県地域防災計画（原子力災害対策編）を踏まえる。

第1章 原子力災害事前対策

第1節 計画を定めるに当たっての基本方針

- ① 計画の基礎とするべき災害の想定
- ② 原子力災害対策重点区域
- ③ 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方
- ④ 緊急事態区分及び緊急時活動レベル
- ⑤ 運用上の介入レベル（O I L）

第2節 本市における防護措置

- ① 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備
- ② 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施
- ③ 安定ヨウ素剤の配布等

第3節 原子力防災体制整備計画

- ① 災害応急対策の体制整備
- ② 情報収集・連絡・伝達体制の整備
- ③ 退避体制の整備
- ④ 広域避難受入れ体制の整備

第4節 要配慮者災害予防計画

- ① 災害応急体制の整備
 - ・社会福祉施設等の災害応急体制
 - ・退避体制の整備
 - ・介護体制の整備
- ② 情報連絡・伝達設備及び体制の整備
 - ・情報連絡・伝達設備の充実
 - ・情報連絡・伝達体制の整備

第2章 緊急事態応急対策

第1節 情報収集連絡計画

- ① 本市が収集すべき情報
- ② 情報収集事態発生時の連絡
- ③ 警戒事態（第1段階）発生時の連絡
- ④ 災害状況の報告及び連絡
- ⑤ 施設敷地緊急事態（第2段階）発生時の連絡
- ⑥ 施設敷地緊急事態（第2段階）発生通報後の災害状況の報告及び連絡
- ⑦ 全面緊急事態（第3段階）発生時の通報連絡及び原子力緊急事態宣言発出後の緊急事態応急対策状況の連絡

第2節 緊急時活動計画

- ①市の配備体制
 - ・原子力災害時における配備体制
 - ・配備の基準
 - ・配備体制の決定
- ②市の動員体制
 - ・原子力災害時における動員
 - ・職員への伝達等
- ③ 警戒体制
 - ・警戒体制の決定及び廃止基準
 - ・業務内容
- ④ 災害警戒本部の設置
 - ・災害警戒本部の設置及び廃止基準
 - ・災害警戒本部の設置場所
 - ・災害警戒本部の組織及び運営
 - ・災害警戒本部の所掌事務等
 - ・災害警戒本部会議における協議事項
 - ・災害警戒本部を設置した場合の防災関係機関への通知
- ⑤ 災害対策本部の設置
 - ・災害対策本部の設置及び廃止基準
 - ・災害対策本部の設置場所
 - ・災害対策本部の組織及び運営
 - ・災害対策本部の事務分掌
 - ・災害対策本部会議における協議事項
 - ・災害対策本部を設置した場合の防災関係機関への通知
 - ・設置の公表
 - ・県との協力体制

第3節 退避及び避難計画

- ① 本市における退避、避難及び一時移転に関する基準
- ② 屋内退避及び避難の準備
- ③ 広域避難

④ 一時移転

④ 要配慮者への配慮

第4節 安定ヨウ素剤の予防服用に関する計画

- ・緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として国や県が服用方針を決定

第5節 広域避難者の受入れに関する計画

① 避難住民の受入れ措置

- ・避難住民の受入れ準備
- ・避難住民の受入れ措置

第3章 原子力災害中長期対策

第1節 基本方針

第2節 放射性物質による環境汚染への対処

第3節 各種制限措置の解除

第4節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

第5節 損害賠償請求計画

第6節 風評被害等の影響の軽減

第7節 住民相談体制の整備

第8節 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援

第9節 心身の健康相談体制の整備

第10節 復旧・復興事業からの暴力団排除